

平成 30 年 9 月 13 日

各 位

会社名 株式会社デジタルアドベンチャー 代表者名 代表取締役社長 崔 官鎔 (JASDAQ・コード 4772) 問合せ先 管理本部長 大山 智子 TEL 03-6809-6118

募集新株予約権(ストック・オプション)の付与に関するお知らせ

当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)をストックオプションとして発行することにあたり、取締役に対する報酬額の承認を求める議案、並びに新株予約権の募集要項を取締役会に委任する議案を平成30年10月31日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、 業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対 して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ.報酬額の件

当社取締役に対するストックオプション報酬額につきましては、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 36 回定時株主総会で、年額 3,000 万円以内の範囲でストックオプションとしての新株予約権の付与をご承認いただいておりますが、今般業績拡大に対するインセンティブをより強めるため、報酬額を年額 2 億円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプション報酬額としての報酬額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たり公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

Ⅲ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

7,000 個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、 当社普通株式 700,000 株を上限とし、下記 3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数 が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、 当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における<東京証券取引所 JASDAQ 市場>における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
行使価額
 =
 調整前
行使価額
 ×
 株式数
 払込金額

 新規発行
新規発行前の1株当たりの時価

 新規発行前の1株当たりの時価

 既発行株式数
 +
 新規発行前の1株当たりの時価

 既発行株式数
 +
 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社 分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、 当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から8年以内の範囲とする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要す るものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株 式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ⑤ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、上記3.(3)の行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割 契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式 移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会 決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、 本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の 条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使 価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の 株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか 遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準 備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要 するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 7. 新株予約権その他の事項 新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社 取締役会において定める。

Ⅳ. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権は、その一部につきまして、当社親会社である株式会社エスエムエンターテインメント取締役及び株式会社キーイースト代表取締役を兼務している金英敏氏、及び株式会社キーイースト取締役を兼務している金東佑氏に割り当てられるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置 本新株予約権は、社内で定められた規則手続きに基づいて決議しております。また、 権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件につきましても、一般的な無 償でのストックオプションの内容及び条件であり、適正なものであります。

なお、本新株予約権の発行及び割当に関する本日開催の当社取締役会において、代表 取締役申弼淳氏及び取締役金英敏氏、並びに株式会社キーイースト取締役金東佑氏は、 利益相反を回避するため本件審議及び決議には参加しておりません。また決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

2. 少数株主にとって不利益ではないことに関する意見

支配株主である株式会社キーイースト及び式会社エスエムエンターテイメントとの間で利害関係のない社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている金紀彦氏から、本新株予約権の発行について、公正性及び妥当性が確保されており、さらに株主と株価を意識した経営により中長期的な企業価値の増大を図ることを目的としており、少数株主にとって不利益なものではないことにつき、平成30年9月13日付で以下のとおり意見を得ております。

- (1) その割当株数は、平成30年10月31日開催予定の臨時株主総会へ議案として付議 し承認を求める報酬額年額以内の付与であること。
- (2) 取締役の職務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- (3) 社内で定められた規則手続きに基づき発行されるものであること。
- (4) 発行内容及び条件の決定方法等について指摘すべきことがないこと。
- (5) その割当株数は、発行済株式総数の 4.24%にあたり、株式価値の希薄化に与える 影響は限定的であること。
- 3. コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

平成30年9月11日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社との取引等を行う際には、親会社から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会において、契約内容、契約金額及びその決定方法等を第三者との取引条件と比較検討し、定期的な価格交渉・審議の上決議することを定めており、本新株予約権の発行はこの方針に沿って決議しております。したがって、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しております。

以上